

完成工事未収金債権の譲渡に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、留萌市（以下「市」という。）の発注する建設工事を請負う者（以下「請負人」という。）が当該工事に係る請負代金債権（以下「債権」という。）を譲渡する場合において、留萌市建設工事執行規則に定める建設工事請負標準契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づく市が行う債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市が債権譲渡を承諾できる工事は、工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し、工事目的物の引渡しが完了した工事とする。ただし、債権譲渡の承諾に不適當な事由があるとして市長が認める工事を除く。

(債権譲渡の承諾の対象)

第3条 市は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、債権譲渡の承諾を行うことができる。

- (1) 債権譲渡の目的が請負人の完成工事未収金債権の早期解消又は資金調達等であること。
- (2) 債権の譲渡先が次条に定める金融機関等であること。
- (3) 債権譲渡に係る債権が第三者による差押等を受けていないこと。
- (4) 債権譲渡に係る債権が質権等の権利を設定されていないこと。
- (5) 債権譲渡に係る債権が既に譲渡されていないこと。

(金融機関等)

第4条 債権譲渡に係る債権の譲渡先は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関でなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、他の金融機関等を譲渡先とすることができる。

(譲渡債権の金額)

第5条 譲渡債権の金額は、請負代金額から前払い金、中間前払い金及び部分払金の支払額を控除した金額（請負人の履行遅滞における違約金その他相殺すべき債務がある場合は、これを相殺した後の金額）の範囲内とする。

(債権譲渡の手続)

第6条 請負人は、債権譲渡の承諾を申請する場合は、債権譲渡承諾依頼書（（別記様式第1号）以下「承諾依頼書」という。）1通を市長に提出するものとする。こ

の場合において、請負人が共同企業体である場合は、代表者及び他の構成員連盟の申請とする。

2 市は、承諾依頼書の提出があったときは第2条から第5条までに定める要件を確認の上、受理した日から7日以内（期間の末日が留萌市の休日を定める条例（平成2年留萌市条例第22号）第1条に規定する市の休日にある場合は、その翌日まで）に承諾し、債権譲渡承諾書（別記様式第2号）2通を請負人に交付するものとする。

3 市は、前項の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿（別記様式第3号）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第7条 第3条の基準が満たされていることが確認できない場合は、債権譲渡の承諾を行わないものとする。

2 前項の場合には、速やかに承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（別記様式第4号）2通を請負人に交付するものとする。

（譲渡債権の請求）

第8条 債権譲渡を受けた金融機関等は、請負人が市による工事完成検査に合格し、工事目的物の引渡完了後に譲渡債権の請求ができるものとする。

2 金融機関等は、確定した債権金額の請求にあたっては、市長に対し次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 支払請求書（別記様式第5号）
- (2) 市長の押印がなされた債権譲渡承諾書の写し
- (3) 債権譲渡契約証書の写し

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

留萌市長 様

譲渡人 住所
(請負人) 氏名

譲受人 住所
(金融機関等) 氏名

譲渡人が留萌市に対して有する次の契約に係る支払債権を譲受人に譲渡したいので、契約書約款第5条第1項ただし書きの規定に基づき、承諾されるよう依頼します。

なお、債権譲渡にあたっては、完成工事未収金債権の譲渡に関する事務取扱要綱第3条第1項各号に掲げる要件のすべてを満たしていること、また、約款第41条に規定する瑕疵担保責任は、当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

記

【譲渡債権の表示】

工事名	
工事場所	
契約締結日	
引渡し年月日	
譲渡債権の金額（支払予定額）	

【譲渡債権の金額（支払予定額）の算出】

契約金額 (A)	
前払金受領済額 (B)	
中間前払金受領済額 (C)	
部分払金受領済額 (D)	
工事請負代金受領済額 (E=B+C+D)	
履行遅滞における違約金等 (F)	
譲渡債権の金額 (G=A-E-F)	

注1 譲渡人の押印は、契約書に使用した印とすること。

2 「譲渡債権の金額（支払予定額）」と「譲渡債権の金額 (G=A-E-F)」の金額を一致させること。

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

留萌市長 様

譲渡人 住所
(請負人) 氏名

譲受人 住所
(金融機関等) 氏名

譲渡人が留萌市に対して有する次の契約に係る支払債権を譲受人に譲渡したいので、契約書約款第5条第1項ただし書きの規定に基づき、承諾されるよう依頼します。

なお、債権譲渡にあたっては、完成工事未収金債権の譲渡に関する事務取扱要綱第3条第1項各号に掲げる要件のすべてを満たしていること、また、約款第41条に規定する瑕疵担保責任は、当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

記

【譲渡債権の表示】

工事名	
工事場所	
契約締結日	
引渡し年月日	
譲渡債権の金額（支払予定額）	

【譲渡債権の金額（支払予定額）の算出】

契約金額 (A)	
前払金受領済額 (B)	
中間前払金受領済額 (C)	
部分払金受領済額 (D)	
工事請負代金受領済額 (E=B+C+D)	
履行遅滞における違約金等 (F)	
譲渡債権の金額 (G=A-E-F)	

注1 譲渡人の押印は、契約書に使用した印とすること。

2 「譲渡債権の金額（支払予定額）」と「譲渡債権の金額 (G=A-E-F)」の金額を一致させること。

債権譲渡不承諾通知書

留 第 号
年 月 日

譲渡人
(請負人) 様

譲受人
(金融機関等) 様

留萌市長

年 月 日付で依頼のありました債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾
できません。

記

1. 工事名
2. 承諾しない理由

